

## ご利用にあたっての留意事項

### (1)産学連携相談申込について

①トラブル等を未然に防ぐため、申込み時点での機密事項については、産学連携相談申込書には記入しないで下さい。また、ご記入いただいた個人情報を含む情報は、産学連携の橋渡しの目的で加盟大学や金融機関等に公表する場合があります。予めご了承ください。

②研究内容や研究成果などの詳細については、ヒアリングの際に説明していただければ結構ですので、可能な限り専門用語を使用せず、簡潔にわかりやすく記入して下さい。

(2)下記の産学公連携相談案件については、お断りすることがあります。

#### ①産学公連携相談窓口が産学公連携に相応しくないと判断した相談案件

- ・ビジネスとして専門事業者や専門家に正当な対価で取引すべき案件やコンサルティング的なもの
- ・物品販売などの加盟大学・団体への営業を目的とするもの
- ・営利事業として講師の斡旋を目的とするもの
- ・公序良俗に反する相談案件 など

#### ②京都府内に事業所がない企業からのもの

京都府内に事業所がない企業の方は、事業所の所在地の公的支援機関等に相談して下さい。

(3)加盟大学への対応の可否の照会（問い合わせ）の結果、対応できない場合があります。

(4)加盟大学への橋渡し後は、ご紹介した大学の産学公連携窓口担当者と進め方や契約などについて協議して下さい。

(5)大学への橋渡し後に発生した問題やトラブルに対して、(一社)京都知恵産業創造の森 産学公連携推進部は一切責任を負いません。

(6)その他、産学連携相談に関する質問はFAQをご確認ください。

### その他

経営や営業相談、資金相談などの企業経営に関わる事項については、公的支援機関（各地の商工会議所や商工会、京都産業 21 や京都高度技術研究所など）にご相談下さい。